

柱 間 寸 法

八 幡 一 郎

近頃の考古学調査でしばしば行当たる遺構の一つとして、掘立柱建物跡と呼ばれるものがある。実をいうと、古代の住屋その他の建物は、殆んどが掘立柱に架構するのが常である。最近特別に掘立柱建物跡という専門用語が現われたのは、かかる遺構が奈良、平安といった時代関係の遺跡に多く発見されるところから、当時の宮殿、官衙、堂塔などが礎石の上に柱を立てたものが主であることを念頭において、それらと区別するためにこの用語が考案されたものと思われる。ところがそのころの一般庶民の住屋の多くは竪穴住居であって、これも竪穴の底に柱穴を穿ってこれに柱を立て、上屋を架構すること、縄文時代、弥生時代、古墳時代を通じてみられるところを継承しているのである。更に柱穴を一定の規矩のもとに配列した遺構は、少くとも弥生時代、古墳時代の遺跡からも発見されるのである。

弥生時代以後の遺跡を発掘する時、地盤に掘りこまれた多数の穴が散在していることが少なくない。それらの中から適宜に選び出して、一棟の柱穴群とし、これを掘立柱建物と見立てるのである。その選定にもさまざまな問題があるが、一応調査者の慧眼を信ずるより仕方ない。

こうした遺構の柱の配置から、建物の構造、規模を推定することは、上屋が失われておるだけに非常に困難である。凡その規模を推定する場合は、桁行及び梁行の長幅を測定するとともに、両者の柱間寸法を調べる。個々の柱の残株が遺存する場合ならば兎に角、掘上げた柱穴の中心点を求めて、相隣のものとの中心との距離を測るのが常である。掘上げられた柱穴自体が原状通りにはゆか

ない。発掘者、調査者の掘下げるスコップの使い方一つで、穴は拡張されたり歪んだりすることが多い。礎石の心々距離を測る場合でも、礎石が動いておれば殆んど無意味である。礎石が据えられたままでの心々距離を測るような精密さを、掘立柱建物跡の柱間寸法に求めるとしたら無理である。柱穴の中心を一応指定し、相隣る柱穴の中心までの間隔を柱間寸法とみて測るより仕方ない。勿論掘立柱建物が、ミリ、センチを争うような精密な設計のもとに建てられたものではなく、従って造営者、後からの発掘者の匙加減から生ずる誤差などを問題にする必要はないのである。そこに現われる柱間寸法の共通傾向を直視すれば足るのである。その共通傾向はそれぞれの場合の尺度を示すとしてよい。

この問題を考えるのに適当な遺構を、117棟分も出した厚木市鳶尾山麓一帯の地区の調査結果を藉りるのが便宜である。

この調査は神奈川県が鳶尾土地区画整理事業を行うに当たり、県教育委員会が埋蔵文化財の爾前調査を実施したものであり、その結果が『鳶尾遺跡』（神奈川県埋蔵文化財調査報告書7、1975）として公刊されている。詳細は同書についてみる他ないが、ここでは同書に掲載された各個の掘立柱建物跡の実測図を参照し、桁行、梁行の柱穴列が整然と並ぶものを1棟につき一方ずつだけを拾い上げ、同じ一棟の中でも一部の柱穴が欠く場合や、柱穴が重複して明確でない場合は適時整列する側を選んで、個々の柱間寸法の表を作ってみた。その表はここでは繁を避けて掲げないことにした。

実は同様の作業を二年程前に上智短大紀要論文を作製する際、無作為に行ったことがある。しかし今回は上記のように個別的に一応の点検を試み、謂わば確実のもの内、一棟の桁行、梁行それぞれの1列づつを選定している点で前回の表とかなり異なっている。どちらが正しいかということとは、ここで論断することはできないので、念のため前回の数字を括弧して添付しておいた。なお前回の作業に触れているのは、「秦野市草山 発見の古代倉遺構」(上智短期大学紀要 I, 1967) である。

柱間寸法(cm)	例数	柱間寸法(cm)	例数
80—	1 (0)	210—	56 (106)
90—	1 (5)	220—	30 (69)
100—	4 (10)	230—	15 (36)
110—	3 (14)	240—	15 (33)
120—	13 (23)	250—	6 (22)
130—	23 (47)	260—	7 (10)
140—	26 (53)	270—	1 (5)
150—	49 (91)	280—	1 (5)
160—	44 (89)	(290—)	(3)
170—	58 (104)	300—	2 (2)
180—	43 (93)	310—	1 (4)
190—	54 (98)	320	1 (1)
200—	68 (123)	390	1 (4)

鳶尾遺跡建物遺構柱間寸法表

前回は無差別に採択した結果、計1050の例数を挙げたが(上表括弧内)、今回は上表通り523例と凡そ半数に整理した。而して前回には「柱間隔が正確に2.10mを測ったものが34例あり、更に2.11～2.19mまでのもの72例、2.00～2.09までのもの123例であるから、2.00～2.19mの総計は229例の多さである」としたが、今回の集計では190cm台54例、2.00m台68例、2.10m台56例で三者合すれば178例、約3分の1弱が2.10cm前後の長さで占められる。

また前報で「170cmが104例あって、ここに一つのピークが認められる」としたが、今次整理でも同じ傾向を示し、170cm台58例で、その前後160cm台44例、150cm台49例、更に180cm台43例を合せば、150cm～180cmの総計194例の多きに達して、この辺に一つの山を認めてよからう。

この鳶尾遺跡には縄文時代早期、古墳時代後期

の遺物遺構も存立するが、奈良～平安時代の遺物、遺構最も多く、前述の掘立柱建物址117棟の外、竪穴住居址169口、土坑169口、小穴群5ヶ所、溝状遺構6ヶ所を数えると云い、奈良時代から平安時代にかけての大集落の跡であることを物語っている。169口を検出した竪穴住居の平面形、柱穴間隔などが、一定の設計によったものとすれば、これ又それらの数値に何等かの規準を見出し得るかも知れぬ。所謂掘立柱建物を高床建物と見、その多くを稲倉などに見立てる筆者は、これと混在する竪穴住居の住民が、彼らの作物などを保存するためにこれらを設置したのと考えている。従って建物の設計にあたって何らかの尺度が用いられたとすれば、竪穴住居を建てるのにも同一尺度が用いられたと考えられるからである。

鳶尾の柱間寸法に多い2.10m前後を明治尺に換算すると6.93尺前後となる。次にもう一つのピークをなす1.70m前後は明治尺に換算すれば5.61尺前後となる。

仮にこの二つを規準とする時、藤島亥治郎博士が曾つて長野県平出遺跡発見三棟の高倉遺構の柱間寸法から天平尺によるもの二棟と平安時代の尺度によるもの一棟とを考えた故智に倣えば、時代差として受取れぬこともない。しかしそれには一棟一棟の年代付けをした上で吟味しなければならない。同時に竪穴住居との対応関係も考慮しなければならない。

なおここで一言触れておきたいことは、奈良～平安時代のころ、関東の農村に中央の公定尺が普及しておったとしても、建物をつくるのに、厳密にそれに従っておったとは考えられない。ただ近頃の科学技術は「考えられない」と云うことは許さないようである。あるいは上に掲げた表を分析して、コンピューターにでもかければ、科学的な回答が得られるのかも知れない。会員諸賢の教を請いたいのである。